

4 第 3 号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情

受 理 年 月 日 令和 4 年 1 月 7 日

陳 情 者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵 1 8 3 - 3
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

(仮称)「東大和市憲法条例」の制定を求める。

陳情原因

- 1 近年、全国の自治体において、議会基本条例や自治基本条例等が相次いで制定され、雨後のタケノコのごとき様相である。

議会基本条例は東大和市においても制定されており、全国では、合計 8 8 8 自治体 (4 9 . 7 %) (2 0 1 9 年 0 4 月 0 1 日現在) [2 0 2 0 年 0 7 月 0 1 日更新] である。

自治基本条例は、全国の自治基本条例一覧 (更新日 : 2 0 2 1 年 4 月 1 日) によれば 3 9 7 自治体で 3 割弱。名称は「自治」、「まちづくり」等多様である。

この中で共通しているのは「住民等が権利を有する」旨の規定があることと「その権利を保障する責務を自治体が負う」旨の規定があるということであり「自治体が義務を負う」旨の規定がないということである。

- 2 「東大和市議会条例」には「権利」という文言も「義務」という文言もない。

陳情理由

本来条例は、次の憲法第 9 4 条 (条例制定権) に由来し、地方自治法第 1 4 条に「条例によらなければならない」と規定されているものであり、有権者と本市の契約であるから「権利者」と「義務者」の規定がなければ無効である。同法第 1 4 条の「よら」は「拠ら」であり、「拠」るためには「定め」が必要である。すなわち改正前の「定めなければならない」と意味は同じである。

【憲法第 9 4 条 (条例制定権) 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

【地方自治法第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二

条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。②普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

この「範囲内」を「100～0」とすれば、アメリカ合衆国憲法修正第1条が「禁止」している「縮減解釈」を可能とすることになる。日本国憲法も文理解釈すれば「国無答責」となる。市に対し憲法を暮らしに活かす「解釈」（地方自治法第1条）として「市有答責」の（仮称）「東大和市憲法条例」の制定を求める。